



モデル		C 180 クーペ スポーツ			Mercedes-AMG C 43 4MATIC クーペ	Mercedes-AMG C 63 クーペ	Mercedes-AMG C 63 S クーペ	用語 解説
車両型式		5BA-205376C	5BA-205376	DBA-205340/DBA-205340C	CBA-205364	CBA-205386	CBA-205387	
排出ガス試験走行モード		WLTCモード*		JC08H+JC08Cモード*	JC08H+JC08Cモード*	JC08H+JC08Cモード*	JC08H+JC08Cモード*	
原動機		264		274M16	276M30	177	177	
総排気量		cc	1,496	1,595	2,996	3,982	3,982	
変速機		電子制御9速A/T		電子制御9速A/T	電子制御9速A/T	電子制御9速A/T	電子制御9速A/T	
駆動方式		後輪駆動(FR)		全輪駆動(4WD)	全輪駆動(FR)	全輪駆動(FR)	全輪駆動(FR)	
排出ガス	適合規制・認定レベル		ガソリン乗用車 平成30年基準排出ガス 50%低減レベルに適合	ガソリン乗用車 平成17年基準排出ガス 75%低減レベルに適合	ガソリン乗用車 平成17年基準排出ガス 50%低減レベルに適合	ガソリン乗用車 平成17年基準排出ガス 50%低減レベルに適合	ガソリン乗用車 平成17年基準排出ガス 50%低減レベルに適合	
	規制値・認定値	一酸化炭素(CO) 非メタノン炭化水素 (NMHC) 窒素酸化物(NOx) 粒子状物質(PM)	g/km	1.15 0.05 0.025 -	1.15 0.013 0.013 -	1.15 0.025 0.025 -	1.15 0.025 0.025 -	
	適合規制レベル		平成28年規制に適合		平成28年規制に適合	平成28年規制に適合	平成28年規制に適合	平成28年規制に適合
	加速走行騒音(規制値)	db	-	-	-	-	-	
	定常走行騒音(規制値)	db	-	-	-	-	-	
	近接排気騒音(規制値)	db	77	73	93	88	88	
燃料の種類		無鉛プレミアム・ガソリン			無鉛プレミアム・ガソリン	無鉛プレミアム・ガソリン	無鉛プレミアム・ガソリン	無鉛プレミアム・ガソリン
燃料消費率 *1	燃費(km/L)	12.7*3	12.6*3	12.7*3	14.1	9.7	8.9	8.9
	二酸化炭素(CO ₂)排出量(g/km) 燃料消費率からの算出値	183	184	183	165	239	261	261
	平成27年度燃費基準	-	-	-	+5%達成	-	-	-
	令和2年度燃費基準	-	-	-	-	-	-	-
	令和12年度燃費基準	-	-	-	-	-	-	-
	燃費基準達成車 平成27年度	-	-	-	-	-	-	-
	燃費基準達成車 令和2年度	-	-	-	-	-	-	-
	燃費優良車 令和12年度	-	-	-	-	-	-	-
	備考	類別区分番号: 0012,0112	類別区分番号: 0114	類別区分番号: 0014				
カーエアコン冷媒 *2	種類:R134a (GWP:1430)	使用量: 630g		使用量: 630g	使用量: 630g	使用量: 610g	使用量: 610g	
リサイクル	リサイクル設計の有無	有		有	有	有	有	

*1 上記の燃料消費率の数値は国土交通省審査値です。燃料消費率は定められた試験条件のもとでの数値です。
実際の走行時には、気象、道路、車両、運転、整備等の状況が異なってきますので、それに応じて燃料消費率が異なります。

*2 冷媒の環境影響度の低減(フロン排出抑制法における目標値/目標年度:GWP150/2023年度)。 GWP: Global Warming Potential (地球温暖化係数)。 大気放出禁止・廃棄時要回収。

*3 WLTCモードに基づく燃費消費率となります。

WLTCモードは、市街地、郊外、高速道路の各走行モードを平均的な使用時間配分で構成した国際的な走行モードです。

■ 本車両環境データの内容は、2020年12月14日現在のものです。

■一酸化炭素(CO):
無色、無臭、水に難溶の気体で、重油、ガソリンなど炭素を含む化合物が不完全燃焼する時に発生する。

工場・事業場や自動車などが大気中に排出される。環境基準並びに「大気汚染防止法」及び「都道府県条例」による排出基準、自動車排出ガスの許容限度がそれぞれ定められている。

■窒素酸化物(NOx):
燃料などの燃焼過程において、空気中の窒素と酸素が高温下で反応したり、燃料中の窒素分が酸化されると発生する。工場・事業場等から排出されるが、自動車からも排出される。刺激性があり、汚染が激しい地域で生活していると呼吸器障害を起こすといわれている。また、酸性雨の原因物質である。

■炭化水素(HC)、非メタン炭化水素(NMHC):
炭化水素は、作業者の神経系や肝臓障害を引き起こすため「労働安全衛生法」で管理体制等が定められている。

大気中で拡散した炭化水素は、強い紫外線を受けて光化学オキシダントを生成し、人体や植物に害を与える。尚、NMHCは、有害性がなく光化学的に不活性のメントを除外したものであり、有害性であり浮遊粒子状物質等の二次生成成分を正確に低減するために平成17年排出ガス規制から規制されている。

■粒子状物質(PM):
大気中に浮遊する粒子状物質で、工場からの煤塵、ディーゼル車の排出ガス、粉塵、土埃などがある。ディーゼル車の排出ガスの粒子状物質の成分のほとんどは燃料の燃え残りのカーボンと炭化水素であり、微量に硫酸塩と潤滑油成分である。遊離粒子状物質(SPM:粒径10ミクロン以下)は呼吸器への影響があるといわれている。